

役員選出規程

(目的)

第1条 本規程は、本協会の定款第25条が定める本協会の役員の選任の詳細について定める。役員の選任に関して法令や定款に定めがない事項については本規程の定めによるものとする。

(選挙実施の告知)

第2条 会長は、役員を選任する選挙の実施について当該役員選挙の実施を行う社員総会（以下「総会」という。）開催日の2箇月前迄の間に、当該役員選挙の実施を行うにあたっての選出すべき役員の種類及び人数並びに当該役員選挙の実施を行うので、立候補しようとする者は、協会事務局に届出よう促す告知を協会の会報への掲載及び協会ホームページへの掲載により行うものとする。

(立候補の届出)

第3条 前条における役員選挙の候補者は、立候補及び理事会の推薦によって定める。

2 前条において告知された選挙において選出される役員の候補者になろうとする者は、当該役員選挙の実施を行う総会開催日から4箇月前の月の末日迄に、氏名、住所、所属支部、会員番号、勤務先、勤務先での職責、職歴や協会における経歴、立候補にあたっての抱負を明らかにした文言、推薦する者がある場合にはその者の氏名若しくは名称等を明らかにした文言を記載した、様式1の立候補届けに、様式2の公益社団法人の役員の欠格条項に該当しないことを表明する書面を添えて、協会事務局に提出しなければならない。

3 理事会が役員を推薦する場合、総会開催日から3箇月前の月の末日迄に、氏名、住所、所属支部、会員番号、勤務先、勤務先での職責、職歴や協会における経歴を明記した名簿を協会事務局に提出する。

4 各候補者は当該選挙が行われる前迄においては、文書で会長に届出することによって立候補を辞退できる。

5 同条前項迄の定めは、臨時総会による理事選任の手続きにおいては、この限りではない。

(立候補者の選挙運動)

第4条 役員選挙候補者は、立候補の届出前及び届出後において、経歴や立候補にあたっての抱負を明らかにした情報を会員に自由に伝えることができる。

2 前項の定めは候補者を推薦する者が推薦理由等を会員に伝える場合において準用する。

(協会開与の制限)

第5条 協会は、総会の審議事項を記した書面に記載する場合を除き、役員選挙候補者が行う選挙運動に関して、会報あるいはホームページにおいて各候補者が経歴や立候補にあたっての抱負を明らかにした文言、推薦する者がある場合には推薦する理由等を明らかにした文言の掲載以上のことを行ってはならない。

2 会報あるいはホームページにおいて各候補者の経歴等を掲載した場合には、会長は、役員選挙を行う総会の審議事項を記した書面においてその事実を会員に周知せしめる文言を掲出し、会員の閲覧を促さなければならない。

(役員選出を提案する議案書)

第6条 会長は、役員選挙を行う総会の審議事項を記した書面に、役員候補者の名簿を掲載しなければならない。この名簿には、候補者の氏名、所属支部、主要な経歴がある場合においてはその経歴、定款第26条により理事会が推薦を決めた候補者にあってはその事実を記載するものとする。

2 前項の名簿における候補者の氏名の掲載順序は会長が抽選により決める。

(規程の遵守)

第7条 総会における役員の選出は定款及び総会運営規程に従って行う。

(本規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会が総会に発議し、総会が決議して行う。

附 則 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から発効する。

令和5年6月24日 一部改正

様式1 モデル例（立候補届）

立候補届

一般社団法人日本精神科看護協会会長殿

私は一般社団法人日本精神科看護協会理事（監事）に候補者として立候補いたしますのでお届けいたします。

年　月　日

氏　名 _____

住　所 _____

所属支部 _____

会員番号 _____

勤務先 _____

勤務先での職責 _____

*以下の記述は任意です。

<職歴や協会における経歴、立候補にあたっての抱負などをお書きください（600字以内）>

<候補者を推薦する人や団体がある場合には以下を任意にお書きください>

- ・推薦する方の氏名若しくは名称
- ・推薦する方の職責、協会における経歴等
- ・推薦理由（150字以内）

様式2 モデル例（公益法人の役員の欠格条項に該当しないことを表明する書面）

表 明 書

一般社団法人日本精神科看護協会会长殿

私は、公益社団法人及び公益財団法人法第6条第1項第1号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないことを表明します。

年 月 日

氏 名 _____
住 所 _____

<参照条文：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律>

(役員の資格等)

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人
二 削除

三 この法律若しくは会社法(平成十七年法律第八十六号)の規程に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条迄若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十二条迄若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条迄若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規程する法律の規程以外の法令の規程に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる迄又はその執行を受けたことがなくなる迄の者(刑の執行猶予中の者を除く。)

- 2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
3 理事会設置一般社団法人においては、理事は、三人以上でなければならない。

第六十五条の二 成年被後見人が役員に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意)を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

- 2 被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。
3 第一項の規程は、保佐人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意)」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。
4 成年被後見人又は被保佐人がした役員の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。